

議案第 27 号

市川市景観条例の一部改正について

市川市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市景観条例の一部を改正する条例

市川市景観条例（平成 18 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

第 25 条中「第 16 条第 7 項各号」を「第 16 条第 8 項各号」に、「第 8 条第 3 項第 2 号」を「第 8 条第 4 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定（「第 8 条第 3 項第 2 号」を「第 8 条第 4 項第 2 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

理 由

景観法の改正に伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。